

令和5年度 檜山森林管理署公共工事契約状況

令和5年3月9日

分任支出負担行為担当官
檜山森林管理署長 小笠原 正樹

工事(業務)名		施工(履行)場所	工事種別(業務区分)	工事(業務)概要	入札方式
澄川林道災害復旧工事		松前郡福島町字千軒	災害復旧工事	延長62m	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所		
31,109,000	27,992,820	令和5年3月8日	上磯郡木古内町字木古内214番地12 株式会社 杉沢組 代表取締役 山崎 薫		
契約金額(税抜き)	工事(業務)着手の時期	工事完成(業務完了)の時期			
29,600,000	令和5年3月	令和5年12月			

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札筆記書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり
- 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合(令和5年3月14日追加記入)
 - ・変更契約年月日 令和5年3月10日
 - ・変更後の契約金額(税抜き)30,183,165円
 - ・変更の理由 「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による請負代金額の変更契約を行った。
 - ・変更後の工事完成の時期 令和5年12月
- 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合(令和5年11月10日追加記入)
 - ・変更契約年月日 令和5年11月6日
 - ・変更後の契約金額(税抜き)30,230,000円
 - ・変更の理由 本工事を施工中、土工数量等に変更の必要が認められたことなどから、変更契約を行った。
 - ・変更後の工事完成の時期 令和5年11月

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和5年2月3日

分任支出負担行為担当官

檜山森林管理署長 小笠原 正樹

1 工事概要等

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事（受注者希望方式）である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用の試行工事である。

(1) 工 事 名 澄川林道災害復旧工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 松前郡福島町字千軒

(3) 工事内容 幅員 3.6m 延長 62m
切土 9m³
盛土 204m³
コンクリート擁壁 L=56.5m
仮設工 1 式

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和5年12月14日まで

(5) 本工事の入札は、入札価格について品質・安全等の確保がなされないおそれがある
極端に低価格での調達を見込んでいないか等を厳格に調査する特別重点調査の試行対
象である。

(6) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりが
たい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた
工事である。

(8) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和5年5月
31日まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監
督職員との協議により工事着手できるものとする。

(9) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若し

くは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で 10 k m 程度又は移動時間 60 分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 3・4 年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係る C 等級、B 等級又は D 等級（ただし、D 等級の者については資格点数が 800 点以上の者とする。）の一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 19 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す契約金額 500 万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第 2 項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次

に掲げる③を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2現場を限度として兼務できることとする。

また本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成后、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの15年間に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事で、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和5年2月6日から令和5年2月17日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時00分から16時00分まで。

また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。

②場所：043-1112 檜山郡厚沢部町緑町162-28

檜山森林管理署 業務グループ（土木担当）

電話：050-3160-5810

③その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。

(4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

043-1112 檜山郡厚沢部町緑町162-28

檜山森林管理署 総務グループ（経理担当）

電話：050-3160-5810

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和5年2月3日から令和5年3月3日まで（休日を除く。）の9時00分から16時00分まで（12時から13時までを除く。）。

②場所：043-1112 檜山郡厚沢部町緑町162-28

檜山森林管理署 業務グループ（土木担当）

電話：050-3160-5810

③その他：配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和5年3月1日9時00分

入札締切日時 令和5年3月6日13時30分

② 紙入札方式により持参する場合は、令和5年3月6日13時30分に檜山森林管理署会議室へ持参の上、入札すること。

③ 開札は、令和5年3月6日13時30分に檜山森林管理署において行う。

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行江差代理店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官 庁檜山森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、電子証書等(電磁的記録により発行された保証証書等をいう。)を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により技術審査資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知）による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等 > 資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)
をご覧ください。

(別添 1)

競争参加資格確認結果通知書

- 1 工事名 澄川林道災害復旧工事
- 2 署名 檜山森林管理署
- 3 入札公告日 令和 5 年 2 月 3 日
- 4 競争参加資格確認 令和 5 年 2 月 1 7 日
- 5 結果通知期限日 令和 5 年 2 月 2 0 日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
株式会社 大森組	有	
株式会社 杉沢組	有	
久保工業株式会社	有	

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

入札筆記書

調達案件番号

003801024020220023

調達案件名称

澄川林道災害復旧工事(電子入札対象案件)(檜山森林管理署)

業者名称	業者区分	第1回入札金額	結果
(株)杉沢組		29,600,000	落札
(株)大森組		30,500,000	
久保工業(株)		34,300,000	

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和05年3月6日

部 署

北海道森林管理局檜山森林管理署

入札書比較価格

(税抜き) 31,109,000

予定価格

(税込み) 34,219,900

調査基準価格

(税抜き) 27,992,820

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

小笠原正樹

立会・確認担当署名

宮本元宗

令和4年度

積算内訳書

路線名 澄川林道 支線名

工事名 澄川林道災害復旧工事

施工地 北海道松前郡福島町字千軒
澄川国有林 4140林班

森林管理局 北海道森林管理局
森林管理署 檜山森林管理署
事務所名等 本署

本工事費内訳表

工事名 澄川林道災害復旧工事

檳山森林管理署 本署

[illegible]

明 細 表

1	土工	澄川林道					
コードNo	(構造)	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック		サブブロック	
		檜山森林管理署	本署	函館(豪)	6	木古内町・知内町・福島町	118
単価No	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
41	[土 工]		62.00	m	0	0	
4337	切土 砂・砂質土・粘性土・礫質土	作業種別：地山の掘削、施工土量：10,000m3未満、制限の有無：なし、障害なし	9.00	m3	303	2,727	
4191	盛土敷均し・締固め	ブルドーザ11t級「排出ガス対策型（第1次基準値）」	204.00	m3	369	75,276	
7001	購入盛土 礫質土 L=35.2km	地山数量、ダンプトラック10t積（良好）	20.00	m3	7,531	150,620	
4239	盛土法面整形工（削り取り整形） 礫質土	バックホウ山積0.8m ³ 、排出ガス対策型（第2次基準値）	11.90	m2	374	4,450	
3732	種子吹付工	施工規模250m2未満	11.90	m2	314	3,736	
7003	路盤工（上層）敷均し・締固め（敷厚t=20cm）	改良土20～40mm、14t級鉄輪、ダンプトラック10t積（良好）以上15mm、バックホウ山積10t以上、重機ローワー用集塵コンパインダストリアー4級	37.20	m3	10,554	392,608	
4285	路床内法仕上工 H=20cm	バックホウ0.8m3級「排出ガス対策型（第2次基準値）」	62.00	m	181	11,222	
7005	路床内切土法面整形工	砂・砂質土	68.00	m2	423	28,764	
7011	現道補修（砂利敷均し）	モーターグレーダ3.1m級、排出ガス対策型（第1次基準値）	42.00	m3	7,696	323,232	
頁 計						992,635	
計						992,000	
割出単価						16,000	
(備考)	金額計の内	労務費（運転手・助手外） 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)				73,704	
	金額計の内	労務費（運転手・助手） 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)				208,860	
	金額計の内	形成材料				0	
	金額計の内	機械賃料 週休2日補正係数(1.04)				221,929	

明 細 表

2	擁壁工	澄川林道					
コードNo	(構造)	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック		サブブロック	
		檜山森林管理署	本署	函館(豪)	6	木古内町・知内町・福島町	118
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
43	[擁 壁 工]		56.50	m	0	0	
8005	重力式擁壁【施工パ・C-4P 混B】	施工パッケージ単価計算参照	272.00	m3	45,640	12,414,080	
4263	機械床掘 砂・砂質土・粘性土・礫質土	バックホウ山積0.8m ³ 、超低騒音型、排出ガス対策型(第3次基準値)、障害なし、自立式	241.00	m3	377	90,857	
4271	機械床掘(Ⅰ) 軟岩(Ⅱ)	超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)、山積0.8m ³ (平積0.6m ³)、大型ブレーカ油圧1,300kg級	195.00	m3	2,055	400,725	
8004	埋戻し【施工パ・埋戻幅(1m≦W1<4m)】	施工パッケージ単価計算参照	227.00	m3	1,686	382,722	
7006	岩盤清掃		97.00	m2	1,202	116,594	
頁 計 計 割出単価						13,404,978	
						[13404978]	
						13,404,000	
						237,238	
(備考)	金額計の内	労務費(運転手・助手外) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)				6,321,738	
	金額計の内	労務費(運転手・助手) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)				156,362	
	金額計の内	形成材料				6,262,380	
	金額計の内	機械賃料 週休2日補正係数(1.04)				7,945	

明 細 表

3	仮設工	澄川林道					
コードNo	(構造)	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック		サブブロック	
		檜山森林管理署	本署	函館(豪)	6	木古内町・知内町・福島町	118
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
45	[仮 設 工]		1.00	式	0	0	
4782	大型土のう工(製作・設置)	容量10m ³ 前後以上大型土のう、作業半径6m以下、超低騒音型、排出ガス対策型(第3次基準値)ラッシュ付2台吊	213.00	袋	6,033	1,285,029	
4783	大型土のう工(撤去)	作業半径6m以下、超低騒音型、排出ガス対策型(第3次基準値)クレーン付2台吊	213.00	袋	669	142,497	
4799	水替工 潜水ポンプ据付撤去	ポンプ口径100mm、排出ガス対策型(第2次基準値)	1.00	箇所	48,142	48,142	
4794	水替工ポンプ運転経費(口径100mm×1台)	6～30m ³ /h未満(作業時)、発動発電機(排出ガス対策型(第2次基準値))	45.00	日	6,139	276,255	
7007	敷鉄板設置・撤去工	使用日数60日 22×1524×6096mm(10枚)	1.00	式	111,030	111,030	
頁 計						1,862,953	
計						1,862,000	
割出単価						1,862,000	
(備考)	金額計の内	労務費(運転手・助手外) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)				668,595	
	金額計の内	労務費(運転手・助手) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)				188,308	
	金額計の内	形成材料				559,125	
	金額計の内	機械賃料 週休2日補正係数(1.04)				178,793	

○ 1# 澄川林道

4	間接工事費	共通仮設費	支給品費・無償貸付機械評価額	0	処分費等・飛行経費	0	鋼桁、門扉工場原価・別途製作する標準柱	0
(構造)	T 直接工事費(+)	16,258,000	o 適用諸経费率	8	道路工事			
	A 積上仮設費等(+)	0	a 原定率共通仮設费率(%)	11.62				
	S 対象額算定組込経費(+)	0	b 施工地域補正係数	1.3				
	H 対象額算定除外経費(-)	0	c 週休2日補正係数	1.04				
	P 定率仮設費算定対象額	16,258,000	d 採用仮設费率 $a * b * c$	15.71				
単価No	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
7008	敷鉄板運搬費	総重量16.0t 基地～現場L=28.6km 積込・取卸費含む	1.00	式	171,200	171,200		
4805	雨量計設置・撤去	雨量計損料、雨量計記録紙は別途計上	1.00	回	30,381	30,381		
3466	雨量計損料	自記式雨量計	103.00	日	1,130	116,390		
3467	雨量計記録紙	1ヶ月巻	3.40	月	1,700	5,780		
	定率現場環境改善費	$(T + S) * 1.42 \%$	1.00	式		230,000		
	小計	553751				553,000		
	定率共通仮設費	$P * 15.71 \%$	1.00	式		2,554,000		
	計					3,107,000		
(備考)	(参考)金額計の内労務費の金額			0 %割増		28,000		